

様式 3

行政指導を行なう場合の方針・基準

行政指導の名称		景観計画区域内における行為に対する勧告
行政指導の根拠となる法律・条例・要綱等名		景観法
条 項		第 1 6 条 第 3 項
所 管 課		都市局北部都市計画事務所都市計画指導課 (電話：048-646-3178) 都市局南部都市計画事務所都市計画指導課 (電話：048-840-6178)
行政指導を行なう場合の方針・基準	基準 (未設定の場合は、その理由)	未設定 (法令に基準が言い尽くされている。)
備 考		